

## 社会福祉法人福寿会が経営する

### 指定介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

#### (事業の目的)

第一条 社会福祉法人福寿会が設置経営する、指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定介護予防短期入所生活介護事業者が一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある高齢者を入所させ適正な事業を提供することを目的とする。

#### (基本方針)

第二条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

2 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に介護予防短期入所生活介護サービス（以下「介護予防短期入所サービス」という。）を提供する。

3 事業の実施にあたっては居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、事業の提供の開始前から終了後の至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように努める。

#### (運営方針)

第三条 事業所は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止、痴呆状況等心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を行う。

2 介護予防短期入所サービスを4日以上連続して入所する利用者には、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的ものとならないよう配慮して行う。

3 利用者またはその家族に対し、サービスの内容、提供方法について分かりやすく説明する。

4 介護予防短期入所サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。なお、緊急やむを得ず行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

5 自ら提供する介護予防短期入所サービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

#### (事業所の名称等)

第四条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

|      |                |
|------|----------------|
| 事業所名 | ケアハウス剣崎        |
| 所在地  | 白山市剣崎町 1488 番地 |

(利用定員)

第六条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

|      |         |
|------|---------|
| 事業所名 | ケアハウス剣崎 |
| 定員   | 13人     |

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第七条 事業の内容は次の通りとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、基準額から介護事業者に支払われるサービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 一、介護予防短期入所介護計画の策定
- 二、介護
- 三、食事の提供
- 四、機能訓練
- 五、健康管理
- 六、相談及び援助
- 七、送迎

2 事業所は法定代理受領サービスに該当しない事業を提供した場合は、その利用者から費用を徴収するほか次の各号に掲げる費用の額を徴収する。

- 一、滞在に要する費用 別紙のとおり
- 二、食事の提供に要する費用 別紙のとおり
- 三、理美容代
 

|          |    |
|----------|----|
| 調髪シェービング | 実費 |
| 調髪のみ     | 実費 |
- 四、日用品費 1日 実費
- 五、テレビ電気代 1日 50円
- 六、特別な食事
 

|                 |    |
|-----------------|----|
| 利用者が特に希望した特別な食事 | 実費 |
|-----------------|----|
- 七、レクリエーション・クラブ活動・行事等必要となる諸経費
 

|                      |
|----------------------|
| 材料費等の実費をいただくことがあります。 |
|----------------------|
- 八、その他 事業所によって特別に徴収するもの

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第十三条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 2 当事業所では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- 3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システム等を用いて実施する。
- 4 職員は年2回以上、テレビ会議システム等を用いて虐待発生の防止に向けた研修を受講します。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに白山市役所等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、白山市役所等関係者に報告を行い、再発防止に努めていきます。

(衛生管理等)

第十四条 利用者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

(緊急時における対応方法)

第十五条 事業を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第十六条 介護予防短期入所サービスの提供中に感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催するなどの措置を行う。

- (1) 感染症 予防及びまん延防止のための職員に対する研修及び訓練の実施
- (2) 非常災害 緊急事態に備え関係機関や地域住民との連絡を密にし消防計画等に基づく訓練の実施
- (3) その他 非常時対策のために必要な措置  
法人における諸計画による訓練等の実施、指針整備等。

(事故発生時の対応)

第十七条 介護予防短期入所サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 介護予防短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

別紙

| 費 用 区 分                       | 費 用 の 額                                                                                                                         |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 滞在に要する費用                      | 従来型個室 日額 1,231 円<br>多床室 日額 915 円                                                                                                |
| 滞在に要する費用<br>(介護保険負担限度額認定者)    | 第1段階認定者<br>従来型個室 日額 380 円<br>多床室 なし<br>第2段階認定者<br>従来型個室 日額 480 円<br>多床室 日額 430 円<br>第3段階①②認定者<br>従来型個室 日額 880 円<br>多床室 日額 430 円 |
| 食事の提供に要する費用                   | 朝食 335 円<br>昼食 740 円<br>夕食 570 円                                                                                                |
| 食事の提供に要する費用<br>(介護保険負担限度額認定者) | 第1段階認定者<br>日額 300 円以内<br>第2段階認定者<br>日額 600 円以内<br>第3段階①認定者<br>日額 1,000 円以内<br>第3段階②認定者<br>日額 1,300 円以内                          |